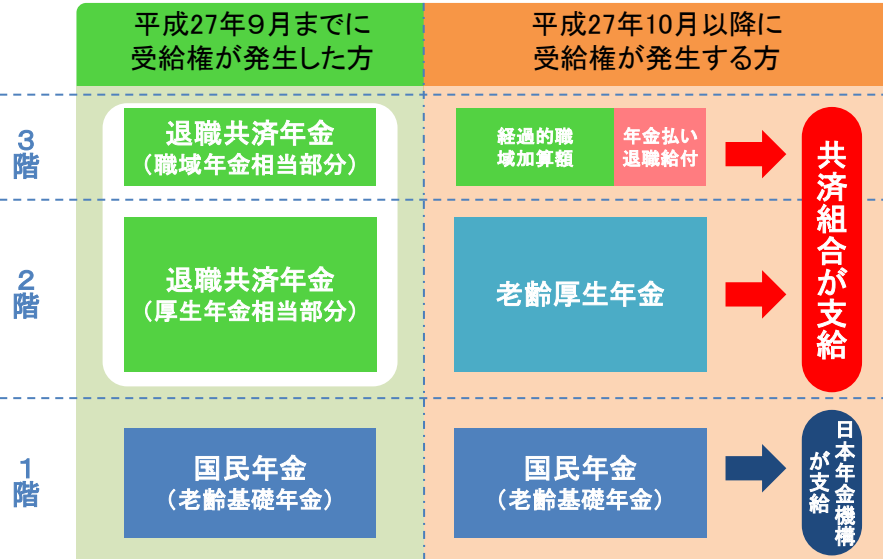


令和3年3月31日に60歳で定年退職される皆様へ ～年金のご案内～

(昭和35年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方)

1 年金制度の体系

- 公務員は、平成27年10月の被用者年金制度の一元化により厚生年金保険の適用を受けることとなり、下図の2階部分の退職共済年金は老齢厚生年金に統一されました。



- 平成27年9月までの共済年金の掛金を納めた期間は、厚生年金保険に加入していたものとみなされ、厚生年金保険の被保険者期間として老齢厚生年金の算定の基礎期間となります。(2階部分)

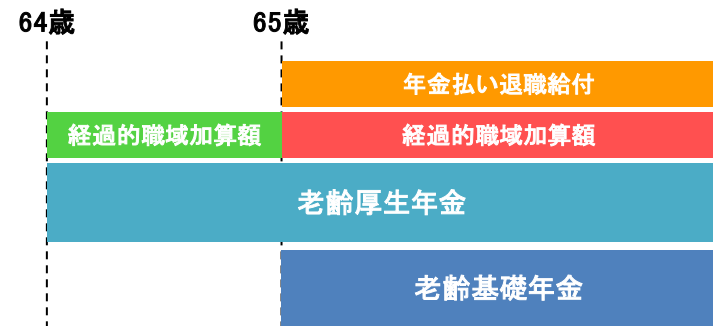
- 「経過的職域加算額」(共済年金)
平成27年9月までの組合員期間分の職域年金相当部分に相当する年金で、支給開始年齢は下記2のとおりです。

- 「年金払い退職給付」
平成27年10月以降の組合員期間を算定基礎とする年金です。民間の企業年金に相当する年金で、支給は原則65歳からです。

※ 公務員の方の厚生年金保険の被保険者としての記録管理、保険料の徴収、保険給付の裁定等は、一元化後も引き続き共済組合が行います。

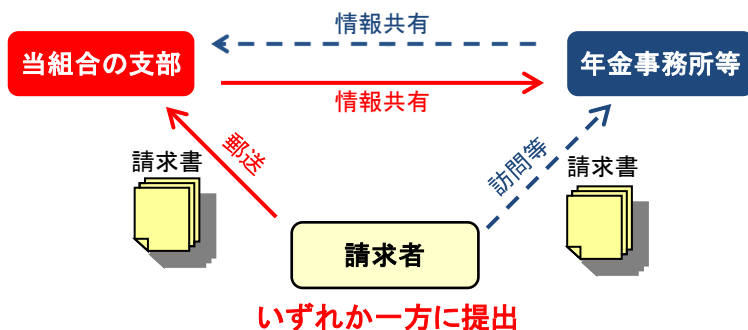
2 年金の支給開始年齢

- 昭和35年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方の老齢厚生年金及び経過的職域加算額については、64歳に達した日の属する月の翌月分から支給されます。
- 65歳に達した日の属する月の翌月からは、これらに加え老齢基礎年金と年金払い退職給付が支給されます。



3 年金の請求手続

- 64歳になられるおおむね1～2か月前に、厚生年金保険の実施機関(当組合の支部、日本年金機構等)のうち、これまで加入した中で、最終加入となった実施機関(1か所)から老齢厚生年金の請求書が送付されます。
- そのため、定年退職後、民間企業等に再就職された方や短時間勤務職員として道府県に再任用された方に対しては、当組合以外の実施機関(日本年金機構等)から請求書が送付されます。



- 複数の実施機関に加入期間がある場合、請求書は、当組合の支部又は年金事務所等のいずれか1か所へ提出することで、加入期間があるすべての実施機関への請求手続を行ったことになります。(ワンストップサービス)
- 請求書は、誕生日以降に提出してください。
- 老齢厚生年金の請求書は、経過的職域加算額の請求書を兼ねています。

4 年金の裁定及び支給

- ワンストップサービスでいずれか1か所の実施機関で受け付けられた老齢厚生年金の請求書をもとに、それぞれの加入期間ごとに共済組合又は日本年金機構等が年金の裁定及び支給を行います。



5 在職中の年金

- 老齢厚生年金
公務員や民間企業等に再就職し、厚生年金保険に加入された場合には、老齢厚生年金の額と再就職先の標準報酬月額等に応じて、年金の一部又は全額が支給停止される場合があります。
- 経過的職域加算額・年金払い退職給付
公務員として再就職された場合には、経過的職域加算額・年金払い退職給付の全額が支給停止されます。

6 雇用保険との調整

- 65歳未満の老齢厚生年金の受給者の方がハローワークで雇用保険の受給手続をされると、老齢厚生年金の一部又は全額が支給停止されます。
- 経過的職域加算額・年金払い退職給付については、雇用保険の受給手続をされても支給停止されません。

※ 詳しくは、各支部の担当者にお問い合わせください。